

大津市成年後見人等報酬助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、成年後見制度に係る後見開始、保佐開始又は補助開始の審判（以下「後見開始等の審判」という。）を受けた者（以下「成年被後見人等」という。）で、成年後見人、保佐人及び補助人（以下「成年後見人等」という。）に対する報酬を支払うことが困難であるものに対し、当該報酬の全部又は一部を助成し、もって成年後見制度の円滑な利用に資することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による成年後見人等報酬助成金（以下「助成金」という。）の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、市内に住所を有する成年被後見人等で、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 資産がなく、助成金の交付を受けなければ成年後見制度の利用が困難な状況にある者
- (2) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受給している者
- (3) 前2号に準ずる者で市長が必要と認める者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金を交付しない。

- (1) 成年被後見人等が報酬を支払う能力のある親族（民法（明治29年法律第89号）第725条に規定する親族をいう。以下同じ。）その他の者に扶養されているとき。
- (2) 成年後見人等が親族であるとき。

(助成対象期間)

第3条 助成の対象となる期間は、報酬付与の審判において決定された報酬対象期間とする。

(助成金の額)

第4条 助成金の額は、成年被後見人等の収入の額から介護保険サービス等福祉サービスの利用料、社会保険料、生活費その他市長が認める経費の額を差し引いた額（以下「基準額」という。）が、家事事件手続法（平成23年法律第52号）別表第1の13の項、31の項及び50の項に規定する報酬の付与の審判（以下「報酬付与の審判」という。）において決定された成年後見人等に対する報酬の額を下回る場合における当該報酬の額から基準額を差し引いた額とする。

(上限額)

第5条 助成金は、在宅の者にあつては月額28,000円を、施設等に入所している者にあつては月額18,000円を限度とする。

(交付申請書)

第6条 大津市補助金等交付規則（平成10年規則第32号。以下「規則」という。）第4条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付申請書は、成年後見人等報酬助成金交付申請書（様式第1号）とする。

2 前項の交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 後見事務報告書の写し
- (2) 公的年金等の源泉徴収票の写し等の収入状況を証する書類
- (3) 金銭出納簿又は領収書の写し等の必要経費を証する書類
- (4) 財産目録の写し等の資産状況を証する書類
- (5) 報酬付与の審判書謄本の写し
- (6) 成年後見人等が申請する場合にあつては、登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し
- (7) 代理権付与の審判決定書の写し（保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。）

3 第1項に規定する交付申請書の提出ができる者は、助成対象者又はその代理人としての成年後見人等とする。

4 第1項に規定する交付申請書の提出期限は、報酬付与の審判のあった日の翌日から起算して60日以内とする。

(決定通知書)

第7条 規則第7条第1項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付決定通知書(様式第2号)により行うものとする。

2 規則第7条第2項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付申請棄却(却下)決定通知書(様式第3号)により行うものとする。

(交付請求書)

第8条 規則第18条第1項の規定により市長に提出しなければならない交付請求書は、成年後見人等報酬助成金交付請求書(様式第4号)とする。

2 助成金の交付は、助成対象者名義の口座への口座振替により行うものとする。

(取消通知書)

第9条 規則第19条第4項の規定による通知は、成年後見人等報酬助成金交付決定取消通知書(様式第5号)により行うものとする。

(返還通知書)

第10条 規則第20条第1項の規定による返還の命令は成年後見人等報酬助成金返還通知書(様式第6号)により行うものとする。

(助成対象者の責務)

第11条 助成金の交付を受けた者は、その成年後見人等への報酬支払後、遅滞なく当該支出について市長に書面で報告しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行し、同日以後に後見開始等の審判を受けた成年被後見人等について適用する。

附 則

1 この要綱は、平成25年1月1日から施行する。

2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に後見開始等の審判を受けた成年被後見人等について適用する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

成年後見人等報酬助成金交付申請書

年 月 日

(宛先)
大津市長

申請者 住 所
氏 名 印
電話番号

大津市補助金等交付規則第4条第1項の規定により、成年後見人等報酬助成金の交付について次のとおり申請します。

記

成年被後見人等	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	年齢	歳
	電 話 番 号			
成年後見人等	氏 名			
	住 所			
	生 年 月 日	年 月 日	年齢	歳
	電 話 番 号			
後見等の内容 (○で囲む)		成年後見 保佐 補助		
報酬決定額		円		
報酬対象期間		年 月 日から 年 月 日まで		

- 添付書類
- 1 後見事務報告書の写し
 - 2 公的年金等の源泉徴収票の写し等の収入状況を証する書類
 - 3 金銭出納簿又は領収書の写し等の必要経費を証する書類
 - 4 財産目録の写し等の資産状況を証する書類
 - 5 報酬付与の審判書謄本の写し
 - 6 成年被後見人の代理人として成年後見人等が申請する場合にあっては、登記事項証明書又は法定後見の審判書謄本及び確定証明書の写し
 - 7 代理権付与の審判決定書の写し（保佐人又は補助人が申請を行う場合に限る。）

様式第2号（第7条関係）

成年後見人等報酬助成金交付決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等報酬助成金の交付について、次のとおり決定したので大津市補助金等交付規則第7条第1項の規定により通知します。

記

成年被後見人等			
氏名			
住所			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
成年後見人等			
氏名			
住所			
生年月日	年 月 日	年齢	歳
後見等の内容（○で囲む。）	成年後見 保佐 補助		
報酬助成決定額	円		
助成の内容	月 額		
	期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

様式第3号（第7条関係）

成年後見人等報酬助成金交付申請棄却（却下）決定通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等報酬助成金について、次のとおり交付しないことと決定したので大津市補助金等交付規則第7条第2項の規定により通知します。

交付しないことと 決定した理由	
--------------------	--

様式第4号（第8条関係）

成年後見人等報酬助成金交付請求書

年 月 日

（宛先）
大津市長

住 所
申請者 氏 名 印
電話番号

年 月 日付け大 第 号で交付の決定のあった成年後見人等報酬助成金について、大津市補助金等交付規則第18条第1項の規定により次のとおり請求します。

記

請求額 円

金融機関名	
口座番号	普通・当座
フリガナ 口座名義人	

様式第5号（第9条関係）

成年後見人等報酬助成金交付決定取消通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長

印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした成年後見人等報酬助成金について、次のとおり交付決定を取り消したので大津市補助金等交付規則第19条第4項の規定により通知します。

助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
取 消 金 額	円
取消し後の交付決定金額	円
取消しをした理由	

様式第6号（第10条関係）

成年後見人等報酬助成金返還通知書

大 第 号
年 月 日

様

大津市長 印

年 月 日付け大 第 号で交付の決定をした成年後見人等報酬助成金について、大津市補助金等交付規則第20条第1項の規定により次のとおり返還を請求します。

返 還 金	円
返 還 理 由	
返 還 期 日	年 月 日まで
助 成 対 象 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
交 付 決 定 金 額	円
補助金の既交付金額 及び交付年月日	円 年 月 日
交 付 確 定 金 額	円

（注）別添納付書により振り込んでください。なお、大津市補助金等交付規則第19条第1項の規定により交付の決定を取り消された場合において、返還期日までに納付されないときは、延滞金を納付しなければなりません。